

高松市無電柱化推進計画

令和4年3月

高松市

はじめに

本市における無電柱化は、昭和 61 年度から、国や県、市のほか四国電力などで構成する四国地区無電柱化協議会において、事業実施に関する調整を図りながら、フェリー通りなど市街地を中心に整備を進めてきた。

このような中、道路上の電柱等による通行の妨げや景観に加え、災害時の電柱倒壊による様々な影響が生じている現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画を基本として、市の区域における無電柱化の推進に関する施策についての無電柱化推進計画の策定を努力義務として規定している。

無電柱化は、近年の災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢者の増加等により、その必要性が高まっており、本市においても、これらに対応し、無電柱化の多様な整備手法や低コスト手法の活用、道路における占用制限などにより、市内の無電柱化をさらに推進するため、新たな高松市無電柱化推進計画を策定する。

本計画は、無電柱化法に基づく高松市無電柱化推進計画として、本市における今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

目 次

1	無電柱化の推進に関する基本的な方針	3
1)	高松市における無電柱化の現状	3
2)	今後の無電柱化の取組姿勢	3
3)	まちづくり等における無電柱化の推進や道路空間のリデザイン	3
2	無電柱化推進計画の期間	4
3	優先的に無電柱化を推進する道路	4
4	無電柱化の推進に関する目標	5
5	無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	8
1)	無電柱化の構造・事業手法	8
2)	緊急輸送道路の電柱の削減	9
3)	新設電柱の抑制	9
4)	コスト縮減の推進	10
5)	事業のスピードアップ	11
6)	占用制度の運用	11
7)	財政的措置	11
8)	メンテナンス・点検及び維持管理	12
9)	関係者間の連携の強化	12
6	施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	13
1)	広報・啓発活動	13
2)	無電柱化情報の共有	13
	(参考) 高松市内における無電柱化箇所図	14

1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 高松市における無電柱化の現状

高松市の市道における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備による地中化が進められており、令和2年度末時点で約10kmの無電柱化が完了している。これは高松市の市道の約0.4%に相当する。また、高松市内には一般国道11号を始めとする緊急輸送道路が207.8kmあり、そのうち市管理道路が28.0kmあるものの、その無電柱化率は、約6%（延長約1.6km）に留まっている。

そのほか、中心市街地に代表される、主要な観光地周辺においては、電柱・電線が景観を損ねており、無電柱化による良好な景観の形成が望まれている。

2) 今後の無電柱化の取組姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきたが、限られた予算の中で効果的に無電柱化を実施するため、「防災」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等の観点から、無電柱化の必要な道路について優先的に無電柱化を推進する。

また、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。」という無電柱化法第2条の理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、高松市の魅力あふれる美しいまちなみを形成し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

3) まちづくり等における無電柱化の推進や道路空間のリデザイン

まちづくり等の総合的な計画においても無電柱化を位置づけ、地域の賑わいを創出するような道路空間の整備を推進する。

また、無電柱化を実施する機会を捉えて、舗装、照明、標識、防護柵、街路樹等のデザインの刷新や自転車通行空間の確保、グリーンインフラの導入など道路空間のリデザインを推進する。

2 無電柱化推進計画の期間

令和4年度から8年度までの5年間とする。

3 優先的に無電柱化を推進する道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。このことを踏まえ、引き続き市街地の幹線道路について、整備を推進するとともに、以下の道路について、優先的に無電柱化を推進する道路として、取組を進める。

なお、高松市が管理する道路以外については、当該道路管理者に協力を要請する。

1) 防災

人口集中地区（D I D）内の一般国道11号や都市計画道路高松海岸線等の第1次緊急輸送道路において、道路管理者である国や県の協力を得つつ、無電柱化を推進する。

また、D I D内にある防災拠点とのアクセス道路及び緊急輸送道路についても、無電柱化を推進する。

特に、D I D内のこれらの道路においては、より被害が甚大となりやすいことや、近年の台風による倒木や飛来物起因の電柱倒壊等を踏まえ、重点的に推進し電柱倒壊リスクの解消を目指す。

2) 安全・円滑な交通確保

「高松市交通バリアフリー基本構想」に位置付けられた重点整備地区や、国土交通大臣が指定した特定道路において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進する。

また、事故、ヒヤリハットの多い通学路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間から、安全かつ円滑な交通の確保のために必要な無電柱化を推進する。

3) 景観形成・観光振興

良好な景観や住環境の形成、町並みの保全、観光振興、地域文化の復興等に資する箇所については、幹線道路だけでなく、面的に無電柱化を推進する。

4 無電柱化の推進に関する目標

令和4年1月末現在、高松市内において電線共同溝等の整備により無電柱化が完了している道路延長は38.75kmあり、①整備中の道路延長は14.45kmである。

「1 無電柱化の推進に関する基本的な方針」に基づき、②令和8年度までに、新たに国道・市道合わせて11.44kmの無電柱化事業に着手する。

なお、県道の無電柱化事業に着手する延長については、香川県無電柱化推進計画の改定後、本計画にも計上する予定である。

① 優先的に無電柱化する路線のうち、整備中の路線・区間

	路線名称	事業主体	区間	延長 (km)	選定理由
整 備 中	国道 11 号	国	屋島西町～木太町	2.60	第 1 次緊急輸送道路
	国道 11 号	国	屋島西町～高松町	2.40	第 1 次緊急輸送道路
	主要地方道 高松善通寺線	香川県	番町五丁目～紫雲町	1.20	第 2 次緊急輸送道路
	一般県道 高松港栗林公園 線	香川県	栗林町三丁目	0.70	観光振興 通学路
	一般県道 高松香川線	香川県	栗林町一丁目	0.20	観光振興 通学路
	主要地方道 中徳三谷高松線 一般県道 牟礼中新線	香川県	花園町一丁目	0.70	第 2 次緊急輸送道路 バリアフリー
	一般県道 川東高松線	香川県	宮脇町一丁目	0.50	防災拠点とのアクセス
	主要地方道 中徳三谷高松線	香川県	木太町～林町	4.40	第 1 次緊急輸送道路
	一般県道 高松東港線	香川県	福岡町三丁目	1.10	第 1 次緊急輸送道路
	市道 高松海岸線	高松市	丸の内	0.35	第 1 次緊急輸送道路 バリアフリー
	市道 魚屋町栗林線	高松市	丸の内～本町	0.30	バリアフリー
計				14.45	

② 優先的に無電柱化する路線のうち、令和8年度までに着手する路線・区間

	路線名称	事業主体	区間	延長 (km)	選定理由
令和 8 年度 ま で に 着 手	国道11号	国	牟礼町牟礼～高松町	2.00	第1次緊急輸送道路
	国道11号	国	林町～上天神町	2.60	第1次緊急輸送道路
	国道11号	国	上天神町～田村町	2.00	第1次緊急輸送道路
	市道 高松海岸線	高松市	福岡町一丁目～本町	1.20	第1次緊急輸送道路 バリアフリー
	市道 魚屋町栗林線	高松市	北浜町～本町	0.70	バリアフリー
	市道 木太鬼無線	高松市	伏石町～上之町二丁目	1.34	新設道路
	市道 香西郷東線	高松市	香西東町	1.28	新設道路
	市道 香西5号線	高松市	香西東町～香西南町	0.32	新設道路
計				11.44	

※ 国道・市道のみ掲載。

※ 県道の無電柱化事業については、香川県無電柱化推進計画の改定後、計上する。

5 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策

無電柱化の着実な推進を図るため、「1 無電柱化の推進に関する基本的な方針」の下、以下の具体的施策を総合的かつ計画的に講ずる。

1) 無電柱化の構造・事業手法

無電柱化にあたっては、現地の状況に応じて関係者が連携し、電線共同溝方式に加えて単独地中化方式などの様々な手法を活用し、より安価な手法にて整備していくことを基本として、適切な役割分担の下、地域の実情に応じた、適当な構造及び事業手法を選定し、実施する。

① 無電柱化の構造

a) 管路構造

ケーブルを収容する管路と分岐器等を収容する特殊部により地中化する方式。

b) 小型ボックス構造

管路の代わりに小型化したボックス内に複数ケーブルを収容し埋設する方式。

c) 直接埋設構造

ケーブルを地中に直接埋設する方式

d) 軒下配線

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

e) 裏配線

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等に移設する方式。

なお、地上機器の設置により、十分な歩道幅員の確保が困難である場合等には、地域の実情に応じて柱状型機器の活用も選択肢とする。

② 事業手法

a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者（二者以上）が

電線、地上機器を整備する方式。

b) 自治体管路方式

管路整備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

c) 要請者負担方式

要請者が整備する方式。

d) 単独地中化方式

電線管理者が整備する方式。

以上の事業手法により無電柱化を実施する場合の費用については、それぞれの整備主体の負担とする。ただし、軒下配線又は裏配線を道路事業の移設補償として行う場合は、道路管理者が負担する。また、無電柱化の目的に応じた関係者間の費用負担のあり方について具体化を図る。

2) 緊急輸送道路の電柱の削減

① 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による推進

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3年度～令和7年度）」により緊急輸送道路の無電柱化事業を推進する。

② 新設電柱の占用制限制度の適切な運用

防災の観点から、国では、国が管理する緊急輸送道路において、道路法第37条第1項の規定に基づき、新設電柱の占用を制限する措置を平成28年4月に実施しており、県においても、30年4月から実施している。本市でも、令和元年5月から市が管理する緊急輸送道路において、新設電柱の占用を制限する措置を実施している。

今後においても、国の動向を踏まえながら、適切に検討・運用を行う。

3) 新設電柱の抑制

① 道路事業等と併せた無電柱化の実施

無電柱化法第12条に基づき、道路事業（道路の維持に関するものを除

く。)や市街地開発事業、その他これらに類する事業(以下、「道路事業等」という。)を実施する際に、技術上困難と認められる場所以外は、道路における新たな電柱の設置が禁止されることから、当該道路事業等の実施の状況を踏まえつつ、道路事業等と併せた効率的な無電柱化を推進する。

4) コスト縮減の推進

① 多様な整備手法の活用

効率的に無電柱化を推進するため、地中化以外の手法である軒下配線や裏配線も含め、地域の協力を得て推進する。

地中化により無電柱化を実施する場合は、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コストである浅層埋設や小型ボックス構造、多型多条電線管等、様々な手法を比較し、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減を図る。

② 低コスト手法の活用

「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き」や「電線共同溝整備マニュアル(案)」等を活用し、コスト縮減に努める。

市街地開発事業等を実施する場合においても、円滑な合意形成による工期短縮、地上機器や配線の面的配置の工夫等によるコスト縮減方策を検討する。

③ 低コスト化等技術開発の促進

昼間工事の拡大、仮埋戻しが不要又は低コストとなるよう施工方法や仮設の工夫を検討し実施する。

④ 新技術・新工法の活用、技術情報の共有

道路管理者は、民間企業と連携して技術開発を促進するとともに、「新技術情報提供システム(NET I S)」の活用等により、新技術を積極的に活用する。

5) 事業のスピードアップ

① 発注の工夫

各工事の同時施工や事業調整の円滑化により事業期間を短縮するため、包括発注、PPP活用、一括施工発注等を検討、推進する。

② 民間技術の活用促進

民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進める。また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

③ 地域の合意形成の円滑化

低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等について、地域の合意形成の円滑化を図るため、支援体制の強化、事業手法の見直し、地元協議会の設置等により、事業のスピードアップにつなげる。

6) 占用制度の運用

① 占用制限制度の適切な運用

「2) 緊急輸送道路の電柱の削減」の「②新設電柱の占用制限制度の適切な運用」に加え、国において検討が進められている、既設電柱の占用制限措置の実施についても、国の動向を踏まえながら、適切に検討する。

7) 財政的措置

① 占用料の減免措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、平成28年度から実施している、道路の地下に設置した電線等の占用料の減額措置を継続する。

8) メンテナンス・点検及び維持管理

① 適切な維持管理

近年の激甚化する災害を踏まえ、災害に強い施設、設備のあり方について検討を進めるとともに、施設の健全性を維持していくことが必要であり、電線共同溝の適切な維持管理を図っていく。

9) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、民間の有識者等からなる四国地区無電柱化協議会香川地方部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

無電柱化事業を実施する際には、他の道路事業やガス、水道等の地下埋設物の工事等を予定している関係者が集まる、路上工事占用調整会議等を活用し、効率的に実施できるよう、工程等の調整を積極的に行う。

また、道路事業等を実施する際、当該事業の事業者は、電線管理者が新設電柱の設置の抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者との調整に努める。

③ 民地等の活用

道路空間に余裕がない場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等を含む民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など、他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

6 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等についても周知し、理解を広げる。

2) 無電柱化情報の共有

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、市の取組について、国や他の地方公共団体との共有を図る。

(参考) 高松市内における無電柱化箇所図

